主 文

原決定を取消す。

相手方らの執行停止申立を却下する。

申立費用は第一、二審とも相手方らの負担とする。

理由

第一、抗告人は主文同旨の裁判を求め、その理由として別紙「抗告理由書」、「補充理由書」および「補充理由書(二)」のとおり主張し、相手方らは別紙「反論書」のとおり主張する。

第二 そこでまず本件保安林解除処分により相手方らに生ずる回復することのできない損害を避けるため右処分の効力を停止する緊急の必要性があるか否かについて 検討する。

一 本件保安林の地理的位置関係、保安林としての指定及び解除に至る経緯、相手方らの居住する長沼町の一般的地理的環境、洪水被災の歴史と原因およびその対策等については相手方提出の疎明資料および当事者双方の主張の全趣旨により当裁判所も原審の認定したところ(原決定書第二、一、1、(1)から(4)まで)と同一の事実(但し、同(3)の末尾から二行目に「地域住民」とある次に「の一部」を挿入する)を認定するから右記載をここに引用する。

ニ しかしながら、当裁判所は原決定と異なり、本件解除処分の効力を停止するに ついて緊急の必要性がないと判断するものであつて、その理由は次のとおりであ る。

(一) 1 相手方らの主張によれば、本件保安林解除に伴い、伐木、防衛施設建設工事がなされることによつて、本件保安林が従前水源かん養保安林として果してきた流水調節機能が破壊されるに拘らず、現に代替機能を有する施設の設置が皆無であるから、地域住民たる相手方らは直ちに洪水被害の危険にさらされ、その生命、財産に回復困難な損害を蒙るおそれがあるというのである。

本件保安林指定の解除処分に引続き、立木の伐採、防衛施設の建設工事が予定されていることはいうまでもなく、これにより、本件保安林が従前水源かん養保安林として果してきた流水調節機能が失われることは否定できない。その結果本件保安林区域から集水する富士戸川本・支流、さらにはその下流に連なる馬追運河への流入水量が増加することは十分予想されるところである。
そして戦後、馬追運河沿岸において繰り返された水害が前記引用部分で認定した。

そして戦後、馬追運河沿岸において繰り返された水害が前記引用部分で認定したとおり、洪水時において石狩川本流および支流からの逆水を避けるため、同運河と旧夕張川との合流点に設置された逆水門を閉鎖することに伴う運河からの内水の溢水氾濫が大きな原因をなしていただけに右水量増加による同運河沿岸地域の危険性の増大が一応危惧されないでもない。

このような現況の下に、本件保安林の伐採等に起因して馬追運河に生じる増加流水量によつていかなる地区にいかなる規模の洪水被害発生の危険性が存するかについては相手方らにおいて格別の主張、疎明がなく、ひいては長沼町の各地区に散在する相手方らが回復困難ないかなる損害を蒙るおそれがあるかとの点の疎明も十分でない。

2 のみならず、この点はしばらく措くとしても、抗告人提出の疎明資料(乙第九号証の一ないし七、第一二号証の一ないし一二、第一三号証の一、二、第一四号証、第一五号証の一、二、第一六、一七号証、第二〇号証の一、二、第二一号証、第二二号証の一、二、第二三号証の一ないし三、第二四、二五号証の各一、二、第

二六号証の一ないし三、第二七号証、第二九号証)によると、国もしくは国庫補助の下に地方公共団体等によつて、本件保安林伐採等に起因する右増加流水量に対処すべく、抗告人主張の富士戸一号堰堤の築造、同二号堰堤の補強および馬追運河左岸の嵩上、或いはまた七基の砂防堰堤の築造等の代替施設工事の施工が立案計画されており、これら代替施設によれば、少なくとも本件保安林伐採に起因する増加水量による水害の危険性は解消すると認められる。

ではいる。 「大学学院」では、 「大学学院」では、 「大学学院」では、 「大学学院」では、 「大学学院」では、 「大学学園」では、 「大学園」では、 「大学園」では、 「大学園」では、 「大学での 「大学園」では、 「大学の 「大学園」では、 「大学の 「大学の 「大学で、 「

(3) 相手方らは代替施設が現に存しないこと或いは代替施設設置の実施計画および予算額が必ずしも確定していないとして、これらをもつて執行停止の緊急の必要性を主張する一論拠としている。

しかしながら、代替施設の設置が確実であり、かつその時期が代替施設設置の目 的に適合するように合理的に配慮される限り、それが現に存在しないというだけで 直ちに緊急性を肯定することはできない。しかして疎明資料 (甲第三九号証、乙第 .号証の三、四、乙第一七号証)によれば、抗告人主張の各代替施設は、富士戸 二号堰堤の築造または補強については昭和四四年度および昭和四五年度に総額 三億一、三〇〇万円の予算で防衛施設周辺整備等に関する法律三条一項に基づき金 額国庫補助の下に長沼町により施行される予定であつて、その昭和四四年度分工事 予算(後記灌漑用水用導水路等の工事費を含めて三億二、八〇〇万円)については 既に同年七月八日長沼町議会において議決されており、馬追運河嵩上工事については昭和四五年度に予算額一、〇〇〇万円で同法条に基づく国庫補助の下に北海道に より施行される予定であり砂防堰堤については、昭和四四年度に二、六〇〇万円の 予算で防衛庁設置法に基づき札幌防衛施設局が事業主体となつて施行される計画で 予算措置も講じられていることが疎明され、またその他用地の取得ないし使用につ いての所有権者の承諾等工事遂行に必要な手続上の措置も済んでいることが疎明されるのであるから、抗告人の前記代替施設工事は計画どおり実施されるものと認めるのが相当である。しかも疎明資料(乙第一二号証の二)によれば、これら代替施設の工事工程は、まず後記水道施設を設置し、その完成後、砂防堰堤七基の設置に よび富士戸二号堰堤の補強に着手し、砂防堰堤のうち四基の完成後、一部の箇所に つき立木伐採、伐根をなし、その他の箇所についても代替施設の完成に応じて行な うものとし、富士戸一号堰堤の設置も速かに着手するなど、これらが保安林の機能 を代替し、立木の伐採や土地の形質変更による流水の増加に対処し得るよう配慮し つつ、完成すべく計画されていることが認められるから、この点からしても現在本件保安林解除処分の効力を停止する緊急の必要性はないものといわねばならない。 付言するに、この際問題なのは代替施設が本件保安林の洪水調節機能に代 替し得るものであるか否かであつて、本件保安林伐採以外の原因に起因する洪水被 害までも完全に予防するものが要求されるのではない。およそいかなる原因による ものであれ、洪水災害が完全に予防されることが望ましいことはいうまでもない が、これは国ないし地方公共団体の施策として別途考慮されるべき問題である。従って、上記のとおり本件保安林伐採に起因して生じると予想される出水増加量に対処し、これを調節して洪水被害の発生を防止し得る施設が設けられることが確実で あり、かつその計画が所期の目的に照して合理的と認められる以上、万一右計画に 反して所要の代替施設が設置されないまま伐採等の工事が着手され、それによつて 相手方らが回復し難い損害を避けるため緊急の必要に直面した場合において改めて 本件保安林解除処分の効力の停止を求めることがあり得るのは格別、現段階におい て本件効力停止の必要性を判断するに当つては、代替施設として要求されるところ を満たすものと考えるのが相当である。

止を求める緊急の必要性はない。

(三) 以上のほか本件保安林解除処分により相手方らに生ずる回復の困難な損害を避けるためその効力を停止しなければならない緊急の必要性を認めるべき事情は 疎明されない。

第三 してみると、相手方らの本件申立はその余の点について判断を加えるまでもなく失当であることが明らかであるから、これを却下すべきである。

よつてこれと異なる原決定を取消し、申立費用の負担については民事訴訟法九六 条、八九条、九三条に従い、主文のとおり決定する。

(裁判官 武藤英一 黒川正昭 佐藤安弘)

(別紙)

## 抗告理由書

第一、原決定は、相手方らには、回復し難い損害を蒙るおそれがあり、かつ、 を避けるため、本件解除処分の効力を停止する緊急の必要があるが、一方その効力 を停止することにより公共の福祉に重大な影響を及ぼさず、また、本案につき理由 がないと見ることはできないとして、本件保安林指定の解除処分の効力を停止し た。しかしながら、右決定は、以下に述べる如く、法の解釈を誤り、あるいは事実 の誤認による違法な決定であるから、速かに取消さるべきものと思料する。 、相手方らには回復困難な損害を避けるための緊急の必要性はない。 、原決定は、本件保安林指定の解除に基づき、伐木、防衛施設建設工事がなされ ることによつて従前本件保安林によつて保たれていた流水調節機能が損なわれ、さ らには土砂流出、段立崖の崩落等をも誘発して、下流の<地名略>地区に洪水などの災害をもたらす危険性の増大することが考えられ、したがつて、相手方らは、洪水などによりその生命、財産などに回復し難い損害を蒙るおそれがあり、これを避 けるため緊急の必要性があるものと認めるのが相当であるとし、一方抗告人主張の 洪水防止のための代替施設および砂防対策工事がなされたとしても、本件処分に基 づく保安林機能の低下を完全に補填、代替しうるか否かについては疑問の余地があ り、したがつて、抗告人の主張のような代替施設を設置する計画があり、かつ、確 実にこれを実施するとの事実だけでは、前記結論を左右しえないとしているが、これは著るしく誤まつた判断である。けだし、次に述べるように、本件保安林伐採による増加水量は、洪水の原因とするに足りないし、また、右増加水量は、代替施設によつてカツトされ、十分な流水調節のなされることが明らかだからである。 二、本件保安林伐採により増加する流水量は、僅少であつて、洪水の原因とするに 足りない。

しかるところ、本件保安林指定の解除により立木の伐採、防衛施設の設置がなされ、そのため保安林の理水機能の低下を来たしたとしても、保安林解除の面積約三五へクタールは、馬追運河の全流域面積四、五八〇へクタールの僅か〇・八%弱にすぎず、したがつて、保安林伐採による増加水量(後述の一〇〇年確率計画日雨量二五五・七ミリメートルを基礎に計算すれば、約一七三〇〇立方メートルで、馬追運河機場の約一〇分間の排水量にすぎない。)は、馬追運河の全流量に比すれば僅かな数量にすぎないのであるから、これによつて、相手方らが、その生命財産などに回復し難い損害を蒙るおそれあるなどとは、とうてい考えられないところである。

なお、原決定は、地域住民(如何なる範囲をさすのか明確ではない。)は、現に 灌漑用水、飲料水などを馬追山の沢水に頼よつていると説示するが、右沢水のうち 保安林解除地域から流出するものを飲料水、雑用水に利用している者は、六四戸三四二人にすぎず、また、灌漑用水に使用している者は兵陵地帯の農家五六戸の範囲内であつて、相手方らのなかに右沢水を飲料水、灌漑用水に使用している者はいないと考えられる。

三、本件保安林の理水機能は、代替施設を設置することにより完全に補填代替される。

1、原決定は、本件代替施設の設置工事がなされたとしても、保安林機能の低下を完全に補填、代替しうるものであるか否かについてはなお疑問の余地があるとはなはだ漠然たる説示をしていただけで、抗告人の主張する各代替施設の如何なる点についてどのような欠陥があると判断したのか、全く明らかではない。抗告人主張の各代替施設、その機能およびその計算の根拠、方法については、原審における意見書および補充意見書において詳細に述べ、疎明資料によつて裏付けたところであって、ここにこれらを引用するものであるが、以下さらに本件代替施設により保安林の洪水防止の機能は完全に補填、代替しうることを要約し、ふえんする。2、洪水対策

(1) 本件保安林指定解除地域は、馬追運河の最上流部に位置し、そこに降つた雨は、富士戸川本支流から東四線排水路、零号排水路を経て、馬追運河に入り馬追運河排水機場に到達し、そこで旧夕張川に排水される。そこで洪水の対策としては、立木の伐採等による増加水量について、これを途中に建設する堰堤によりカツトして、一時貯留し、洪水のピークの到達時間を遅らせる時間差方式によりこれを徐々に排水することによつて洪水を調節しようと計画したものである。

この堰堤によれば、洪水ピーク時前後の増加流入量以上の水量をカツトしてこれを堰堤内に貯留し(他は、余水吐より下流に流出させる。)、洪水のピーク時を越した後堰堤への流入量が減少するにつれ、貯留量を除々に流出させて、洪水の調節をはかることができるのである。

ふえんすれば、右堰堤は、灌漑用水六四、○○○方メートル(その表面積約六〇、○○○平方メートル)が貯留されている場合、その水位は、余水吐の底直面水で、金水では、金水ではないである。かかるところへ富士戸本支流から流入した流水は、港にはなる。かかるところへ富士戸本支流から流入した流水は、港に水は、一部がカットされて貯留される。すなわち、湛水地に、大きに全量が流出しないで、一部が貯留されるのである。水吐の水位は上昇大きになる。そのため、湛水面積は増大するので、ますまずが、はは、大きになる。そのため、湛水面積は増大するので、まずまり、塩堤の水位に上昇は大きなる。一方堰堤内の水位が上昇すれば余水吐の流出するには当分の間は水位の上昇は減少をはじめることになるが、前記遊水効果の増大にはり流るに当るが、は、流入量が流入量は、流入量の降下が緩ましたがで流入量と流入量と流入量の時留と、流入が、は、は、流入量の下が、流出量が流入量を上廻るため堰堤のかなら、流出量が流入量を上廻るため堰堤のが、前述の如く、流出量が流入量を上廻るため堰堤のが、前述の如く、流出量が流入量を上廻るため堰堤のが高い、前述の如く、流出量が流入量を上廻るため堰堤のである。

(3) 右洪水調節による貯留量は、右述のとおり、六八、〇〇〇立方メートルであるが、その調節作用により洪水ピーク時は、保安林の伐採前のピーク時より二〇分おくれることになり、かつ、排水量は終始保安林を伐採しない場合における最大量を上廻ることはない(意見書別表一参照)。このように元来の洪水ピーク時に二

〇分の時間差をもつて、下流に排水する時においては、馬追運河の他の集水区域 は、本件保安林よりさらに下流にある関係もあつて、すでにその洪水のピーク時に おける他地域よりの流水を通過させた後であるので、氾濫防止に十分に貢献するこ ととなるわけである。

なお、右のようにして排水される本件保安林の伐採による増加流水量(右述のと おり総計約一七、三〇〇立方メートル)は、堰堤への流入量のピークをこした後約 一八時間にわたり徐々に下流に排出される関係上、平均すれば、毎秒〇、二六二立 方メートルにすぎず、この水量は、馬追運河排水機場の毎秒三〇立方メートルの能力の〇・八七%にすぎないというきわめてわずかな量である。しかも、右増加水量は、前述の馬追運河の左岸を西五線から一、〇〇〇メートルにわたつて〇・五メー トル嵩上げすることによつて増加した河道貯留量により、十分賄われるのでなんら 氾濫の危険性はないのである。すなわち右嵩上げ工事を実施すれば、排水機場から 馬追運河と西三線の交点までの約三、五〇〇メートルは、実質的に河道貯留量が増加することになり、その増加量は二三、〇〇〇立方メートルであるから、前記一七三〇〇立方メートルの増加水量は、充分賄うことができ、馬追運河下流域に洪水被 害を与えることはないのである。

なお、増加量二三、〇〇〇立方メートルの算定の根拠は次のとおりである。 すなわち、同運河の前記約三、五〇〇メートルの間の河幅は二三メートルないし ニ九メートルであるが、安全をみて、二三メートルの地点の増加貯留断面積六・五 八五平方メートルを採用し、水路延長三、五〇〇メートルを乗じて増加貯留量を算 定したのである(六・五八五×三五〇〇=二三〇四七立方メートル)。なお、この外に貯留余裕高として〇、二メートルの余裕がある。
3、段丘崖の崩落に起因する洪水の危険性は存しない。

原決定は、本件保安林の伐木、防衛施設建設工事がなされることにより、段丘崖 の崩落を誘発し、下流の長沼地区に洪水などの災害をもたらす危険性を増大するこ とが考えられるとされる。札幌防衛施設局の現地調査によれば、本件保安林の指定 解除地およびその周辺に数個所に段丘崖が認められたが、いずれも小規模であり、 危険性は少ないものである。しかも、これらのうち防衛施設の施工区域内にあるものは、土木工事により安全に整地され、あるいは法面の保護およびよう壁等の施工により完全に保護されるので危険は全くなくなり、解除地域下方の山腹部にあるものは、区域内の降雨等による流水が防衛施設の建設に伴う排水施設(管路、側溝 等)によりその大部分が下流の沢に導かれ山腹を流下する雨水は従来より減少する ので以前の状態より土砂の崩落の危険は減少するのである。

また、下流の沢付近に存在するものについては、砂防堰堤の建設により渓床勾配 が安定し、流速が低下するため、洗掘は抑制される。また、僅少ながら土砂流出が 発生したとしても、その土砂は、三・一倍ないし三・九倍の容量の安全率を有する 砂防堰堤により貯留され、下流に被害を及ぼすことはない。 四、結び

以上述べたところで明らかなように本件保安林につき伐木、防衛施設建設工事を 実施し、その結果保安林の洪水防止機能が低下しても、その影響するところはごく 僅かであつて下流の長沼地区(原決定のいう長沼地区は如何なる範囲をさすのか必 ずしも明確ではない。) に洪水などの災害をもたらす危険性を増大することはあり ゛、しかも、抗告人の主張する各代替施設により、洪水防止等の保安林の機能は 完全に補填、代替されるものであることが明らかであるから、本件保安林指定の解除により立木の伐採、防衛施設の建設工事を実施しても、相手方らが洪水の増大等 により回復困難な損害を蒙ることはありえないのである。

原決定は、本件効力停止とは無関係に代替施設の設置工事を実施し、その完成 後、危惧される損害の発生の危険性が消滅したことを疎明して本件停止決定の取消 を求めることができると説示するが、右決定の趣旨は、抗告人の甚だ理解に苦しむ ところである。いかに、代替施設の工事が完成しても保安林を伐採し、さらに一〇〇年確率雨量の降雨なくしては、それが保安林の伐採による機能の低下を完全に補填、代替し、危惧される損害の発生の危険性を消滅させたということを実証し、これを活躍する。 れを疎明することは不可能なことだからである(代替施設は、保安林が伐採されて はじめてその補填、代替機能を、現実にはたらかしうるのである。)。また、もし 右趣旨が保安林の伐採前においても、代替施設の補填、代替機能の有無を判定しう るとするものならば、設置工事の実施前すなわち、計画の段階においてもその判定 は可能でなければならず、原決定は、何が故に代替施設の工事の完成をまつとする のか、合理的にこれを解釈することができない。

第三、本件処分の効力停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある。一、原決定は「一国の防衛計画は・・・しよせん一つの政策であつて、通常は、絶対にかくあらねばならないというまでの必然性を有するものではなく、また右計画を推進するための諸施策は、つねに防衛計画上の効果のほか、右施策の推進により受けるべき国民の側の損害をも考慮にいれ、総合的な視野から判断して決すべきものである。」「一国の防衛計画およびこれを具体的に推進するための諸施策の決定が前記のようなものであるとすると、現実に行なわれる防衛力整備計画の遂行は、いちがいに時間的おくれやその一部修正等を施す余地のないほど画一的なものとは考えられ」ないと説示する。

第三次防衛力整備計画は、政府が昭和三一年五月以来堅持する国防基本方針に基づき現在および将来におけるわが国の平和と安全を推持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置として諸情勢の慎重な政治的判断のもとに国防会議および閣議において決定されたものであり、少なくともその大綱および主要項目については、わが国の安全保障上その完全な遂行を期しなければならぬ性格を有するものである。さらにまた、具体的に本件第三高射群施設の設置は、意見書においてでに述べたごとく右第三次防衛力整備計画において、その大綱および主要項目に明定された極めて重要な事項であり、この延期や修正は当該計画全体の遂行に重大な支障を与え、ひいては公共の福祉に重大な影響をおよぼすものである。

なお、原決定は、自衛隊の現況自体がもし憲法九条の各規定に違反するものとすれば、本件保安林の解除処分は、ただちに何ら公共の利益に合致するものではないとするが、自衛隊および防衛施設の設置の合憲性については意見書において述べたとおりである。

二、また原決定は「わが国に対する諸外国からの攻撃その他の国際紛争が現実に発生し、また、そのおそれが緊急に差迫つているといつた事情の認められない現段階においては・・・本件保安林解除処分の効力停止に伴ないさきに見た程度の支障を生ずるという一事のみをもつて、ただちに、前記行訴法の条項にいう「公共の福祉に重大な影響をおよぼすおそれがあるとき」にあたるということはできない」とされる。

(1) しかしながら、政府が国防の基本方針としているように、国防の直接的な目的は「直接および間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれたときはこれを排除」することであつて、直接的な脅威のない平時において、侵略を未然に防止するいわゆる「抑止力」としての防衛力整備に極めて大きな意義を有するものであり、これはまた諸外国における戦力維持の通念でもあるといる。

(2) また、他国の侵略に対する脅威については、一般に関係国の保有戦力とその意図および自国の防衛力との関係において判断されるべきものであつて、単なる表面的な事象や推測によつて判断するのは早急といわざるを得ない。特に他国の意図については、その表面にあらわれた言動によつて真実を察知することは極めて困難であり、また、国際情勢による不測の変化も当然予想されるところである。したがつて、わが国に影響のある諸外国において相当な戦力を保有することが明らかな

現状においては、脅威は常に潜在するとみるべきであつて、そのような場合にわが国が外国の攻撃によりたやすく壊滅的な打撃を全面的または部分的に受けるような 防衛状態にあるときは、たやすく無用の侵略を誘発するおそれがあるものというべ く、そのようなことがないためには、わが国として自衛のために許される限度にお いてこれに対応し得る防衛力の整備をはかることが肝要であり、そのための計画遂 行は国の安全を確保するため絶対不可欠の努力というべきである。

- さらに、現在における高度に発達し複雑化した兵備体系においては、 有事の際におよんで、はじめて短期間に効果的な防衛態勢をとることは不可能であ る。すなわち、装備品の調達、防衛施設の建設、隊員の確保、教育訓練および部隊の編成等のいずれをとつてみても長期間を要することは明らかである。特にナイキ 部隊の新設についていえば、装備品の調達に約二ケ年、隊員の教育に平均約二ケ 年、施設建設に約二ケ年および新設後任務付与までの訓練に約半ケ年を要するので あり、同時に準備を進めても、最低約二ケ年半は必要となるのである。また、現代 において必要とされる総合的かつ有機的な防衛戦力の発揮のためには、防衛態勢の 一部門といえども疎略にわたることはできないのである。しかもまた、仮りに防衛 力整備が短期間に可能なものとしてもその実行には到底一時に国家財政で賄うことのできない巨額な費用を要することは明らかである。
- (4) したがつて、物理的にも経済的にも、短期間における防衛力の整備は望み 得ないものであるから「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な

防衛力を漸進的に整備する」ため、着実に防衛力整備計画を遂行することは、国防のための必須の要件であるといい得るのである。 三、さらに防衛計画の推進について、これによる国民の側の損害を考慮に入れることは、国の施策として、当然のことというべきであるが、国においては、既に防衛施設の設置や維持運営によって地域住民に損害を与えるような場合においては、従 来から行政的措置によりこれを救済する努力を続けており、昭和四一年以降は「防 衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四一年法律第一三五号)」に基づき障害の 防止、損失の補償、民生安定等の措置を強力に推進してきているのである。

本件施設の設置についても、設置により地元住民に与えることが予想される損害 については、前述のとおり十分にこれを救済し得る代替工事を計画し、その一部は、すでに実施中である。また設置後においても当該施設の運用に起因する地元住民の被害については、同法律により救済できることは明らかである。

したがつて本件施設の設置計画は、国民の側の損害についても十分に考慮されて いるというべきで、これをもつて建設計画の延期および修正等の余地があるとする ことはあたらない。

四、結び

以上要するに、現在の国際情勢においては、侵略に対する脅威は常に潜在すると みるのが妥当であり、侵略を未然に防止するための防衛力の整備は平時においてこ そ最も必要であり、しかも本件防衛施設の設置は、第三次防衛力整備計画の骨子と もいうべき重要性と影響力をもつ事案であることは明白である。しかもその推進が 国民の側に損害を与えない慎重な配慮によつて行なわれている以上、本件保安林解 除処分の効力停止によつてもたらされる防衛力整備計画の重大な遅延または修正等 が公共の福祉に重大な影響を与えることは極めて明らかであるといわざるを得な い。

第四、本件処分は適法であり、したがつて、効力停止の申立は、その本案につき理 由のないことは明らかである。

原決定は、相手方らは、本件処分の取消を求める法律上の利益を有し、かつ、聴 聞手続の違法および本件処分には、森林法二六条二項にいう公益目的が存しないか ら違法であるとの相手方の主張は、ただちに理由がないと見ることはできないと判 断した。しかしながら、相手方ら本件保安林の受益者の有する利益は、反射的利益 にすぎないから、本件処分の取消を求める法律上の利益を有するものではなく、ま た、本件処分は、手続上、実体上なんらの瑕疵もない適法な処分であるから、 違法を理由に本件処分の取消を求める本案訴訟は、その理由のないことが明らかで あることについては、意見書および補充意見書において述べたとおりであつて、こ こにこれらを引用する。

別添資料(一)、 (二) 省略

補充理由書

## 序論

抗告人は、さきに提出した抗告理由書において、原審に提出した意見書、補充意

見書を引用しつゝ、本件代替施設が保安林の洪水防止の機能を完全に補填代替するものであることを明らかにし、この点について疑問の余地があるとする原決定の誤りを指摘した。以下、本件代替施設およびその計算の根拠、方法について説明を追加補充する。

#### 二 計画日雨量

### 1 一〇〇年確率日雨量

一○○年確率日雨量とは、ある地点で一○○年に一回の頻度でおこる可能性のある降雨量(日雨量)を推定した値である。その推定法にはいろいろあるが、普通既往の資料から統計的な方法を用いて行なう。この統計的な方法には、ピアソンI型、Ⅲ型、ハーゼン、スレード、ガンベル、岩井等の方法がある。

確率日雨量は、河川、砂防工事等の土木事業の設計基準として用いられるものであるが、河川事業においては、A級河川八〇年ないし一〇〇年、B級河川五〇年ないし八〇年、C級河川一〇年ないし五〇年また、砂防工事においては五〇年ないし一〇〇年の確率の雨量(たゞしいずれも既往最大雨量を下廻らない)を計画雨量として用いている。

本件代替施設の設計においては、一〇〇年確率日雨量を用いた。国土保全対策は地域の重要度に応じて保持され、各事業がバランスのとれた安全度を保つことが望ましいことはいうまでもない。このため、治山事業(保安林の指定目的を達成するために施行される。—森林法四一条一項)は、その公益性にかんがみ河川法による河川工事、砂防法による砂防工事において計画している安全度を下廻らないこととして、施設の計画は、最高一〇〇年確率雨量に耐えることを目標にして進められている。したがつて、保安林指定の解除に伴なう代替施設の治山事業と同じ安全度をもつ施設として計画、設計されたものである。

また、国際大ダム会議日本国内委員会においてダム余水吐の設計洪水量は、一〇〇年に一回おきるものと想定される流量、または、すでに観測された雨量もしくは水位等をもとにして算出された当該ダム直上流部の最大流量のいずれか大きい方によることになつている。

因みに北海道開発局が施工した国営農業用フイルダムは昭和三〇年以降一一個であるが、いずれも一〇〇年確率雨量を設計雨量としている。 2 日雨量の算出方法

本件の一〇〇年確率日雨量二五五・七ミリメートルは、岩井方式により算出したものである(この計算内容は、疎乙第一二号証の六の二頁「2確率雨量の決定」である。この方式は、京大岩井教授の提案した超過確率計算法であって、次のような根拠に基づくものである。すなわち、毎年その年の最大雨量をで、その度数曲線を描くと非対称分布曲線が得られる。この非対称分布曲線を正規化し、正規分布の特性を利用することによって、ある値をこえる超過確率値を求めているものである。すなわち、この分布曲線の確率変数の対数値がガウスのようとするするするである。この方法は、適応性の広い方式として、また、実用性の高いものとして認められているものであり、かつ、従来の各種工事の設計にも数多く使用せられているものであり、かつ、従来の各種工事の設計にも数多く使用せられて、またがつて、確率日間には見ないます。

この方法は、適応性の広い方式として、また、実用性の高いものとして認められているものであり、かつ、従来の各種工事の設計にも数多く使用せられているのである。したがつて、確率日雨量を求める際には最初に思い出される方式であり、農業土木技術者の座右の書というべき農業土木ハンドブツク(農業土木学会編輯)には各種計算法のうち、岩井方式のみを取り上げてその計算方法と方式を記しているほどである(疎乙第二〇号証の一、二)。

本件代替施設の設計においては、さらに気象庁が全国五七ケ所について諸計算法の適合性について総合的に検討した方法と同様にして岩井法の妥当性を調べ、採用したものである。このことは、補充意見書においても述べたところであるが、要するに片対数方眼紙の対数軸にある強度の降雨が生起する平均的時間間隔(再現期間)をとり他方に確率雨量をとつて計算結果を曲線であらわし、この上に経験的な値がどの位あるかを調べると、経験的再現期間曲線は気象庁の分類による直線型に相当する。気象庁の報告によれば、直線型の場合は、いずれの計算方法をとつても大きな誤差はないとされているのである。 三 流入量の算出

国士戸一号堰堤における洪水調節の計算を行なうためには、堰堤に流入する洪水の単位時間毎の流入量を算出する必要がある。通常実際の測定資料がない場合には、降雨量をもとにして計算した数値を採用することになつている。しこうして、右流入量を計算するためには、洪水到達時間、雨量分布、有効雨量、流出率等を求めなければならない。以下これらの算出について略説する。

1 洪水到達時間

洪水到達時間とは、降雨のピークと流出量のピークとの時間差であつて、この算出方法としては、ルチハの式、出水の遅れの式(中安、立神の式)、アメリカ開発局採用式等があるが、一般にはルチハの式によるのが通例となつている。しかし、この方式により求めた数値は、実測値と比較した場合過少(到達時間が早めになる。)に出る傾向にあるので、使用にあたつては、山腹の流下時間を加味した値で出すのが妥当と考えられ、また、実際には多くそのように使用されている。その代表的なものとしてわが国においては愛知用水公団設計基準がある。

富士戸一号堰堤の設計にあたつては、補充意見書(六頁以下)においても述べたとおり、愛知用水公団設計基準(疎乙第二四号証の一、二)の算定方法、すなわち、到達時間を、地表流到達時間、みぞ流到達時間、河道流到達時間の三要素にわけて計算し、それを合計した時間と立神法(流域の地目別面積ウエートを加味した数値を採用して洪水到達時間を算出する法)によりえた結果とを照合、調整のうえ、一時間と決定したのである(疎乙第二三号証の一ないし三)。 2 雨量分布

雨量分布とは、対象とする降雨を時間配分したものである。右時間配分とするには、その地区における実際の資料により、それぞれの降雨に対する時間分布の頻度を求めて推定することにより実情にそつた結果がえられるのであるが、実測資料のない場合には、日雨量等から短時間雨量を推定して、雨量分布を決定しなければならない。右推定方法には、シヤーマンの方式、伊藤配分式、高橋の式、石原、角屋の式等があるが、このうち、実際の水文解析に採用されているのは、シヤーマンの方式、または伊藤配分式であり、そのうちでもシヤーマンの方式(疎乙第二二号証の一、二)は多くの場合実際の観測値とよく合致するといわれ、最も広く採用されている。

本計画においては、シヤーマンの方式によつたものである(その計算の詳細については疎乙第一二号証の六の三頁「(3)雨量分布」を参照)。なお、雨量の分布型としては、一般的な降雨特性に準じて中央山型の分布とする解析方針の通例にしたがい、雨量の分布型を決定した。

# 3 有効雨量流出率

流域に降つた雨で直接地表に流出の形で流れ出る量を有効雨量と呼び、草木にしや断されたり、凹地にたまつたり、あるいは地下に浸とうして洪水の流出に関係しない量を無効雨量、あるいは損失雨量という。また、降雨量と有効雨量との比を流出率という。このほか、ラショナル方式に主に使われる地表の状況により判断する流出係数がある。

流出量を計算する方法は、洪水の頂点流量値のみを計算する方法(ラショナル式)と洪水の任意時刻における流量、すなわち、洪水の流量曲線そのものを計算する方法(単位図法、貯留関数法)に大別される。後者の単位図法はさらに原理的な方法、集中貯留による方法(立神法)、流出関数による方法(佐藤、吉川、木村の方法、その他の方法)に三分類される。単位図法は、流域に一様に単位有効雨量(一ミリメートル)が降つた場合、その単位降雨による流出の時間、流量曲線(単位図、ユニツト・ハイドログラフ)を求め、継続雨量(例えば、日雨量)を単位時間に分割し、各時間毎の有効雨量を求めて、単位図により流出量を計算する方法である。

本計画においては、単位図法のうちの流出関数法を採用した。この方法は、現在

一般に使われている単位図を関数形であらわしたものであつて、流出の波型が指数 関数曲線に類似している特性をとらえ、単位図を計算する方法である。 (疎乙第二 六号証の一、三)。

その計算の詳細は、疎乙第一二号証の六の四頁ないし八頁に記載のとおりであるが、計算の順序の概要を説明する。

(一) 単位流出量の計算

まず、単位流出量を計算し(同号証の五頁「(1)単位流出量計算表」)、これに基き雨量分布による各時間毎の降雨量について時間別流量を算出し、これにより時間毎の合成流量(同号証の六頁「流入量計算表(a)Σg欄)を算出する。

(二) 有効雨量、流出率の計算

降雨に対する流出の割合は、北海道開発局の馬追運河の実測数値を勘案し、土地改良設計基準に示されている降雨量毎の流出率(疎乙第二五号証の一、二)を補正のうえ、総合流出率を決定した。すなわち、その内容は、疎乙第一二号証の六の七頁「流出率の決定」「C採用値」に記載のとおりである。流出率により有効雨量を算出し、その合計(一一七・八五ミリメートル)と計画日雨量(二五五・七ミリメートル)との比により平均流出率〇・四六を算出した(同号証の七頁「流出率の決定」)。なお、立木を伐採して施設を設置する土地については、裸地として平均流出率を〇・八とした。

(三) 流入量の決定

保安林の伐採前(現況)の堰堤への時間別流入量は、(一)において算出した時間毎の合成流量に、(二)で算出した平均流出率〇・四六を乗じて算出したものである(同号証の八頁「流入量計算(b)」の「現況」欄。 施設設置後の時間別流入量は

(1) 施設外については「現況」の流入量との面積比により算出し、

(2) 施設内については、補充意見書(八頁)において述べたとおりラショナル 方式により算出し、

各流入量を合計して算出した(同号証の八頁「流入計算( b )」の「施設設置後」 欄)。

々 四 洪水調節の計算

富士戸一号堰堤の洪水調節の機能の概要は、抗告理由書において述べたとおりである。洪水調節の計算は、堰堤内に流入した洪水がどのように貯留され、調節されて堰堤より下流に流出するかを時間毎に計算することであり、この計算結果によりそのために必要な堰堤の規模等が決定されるのである。このためには、まず、余水吐の断面を水位および流出量との関係で有効に機能しうると思われる規模で仮決定をしなければならない。

1 余水吐の断面の仮決定

前述の如く、富士戸一号堰堤が有効に機能するか否かについて計算するためには 余水吐の断面の仮決定をしなければならないのであるが、その計算内容は、同号証 の九頁以下「余水吐の設計」に記載のとおりである。すなわち、余水吐からの流出 量を現況の毎秒一九・五立方メートルを下廻り、さらにダム設計基準に基づき堤体 の安全を考慮してピーク流入量毎秒二四・三立方メートルの二割増のピーク流量毎 秒二九・一六立方メートルがそのまま流下するものとした場合にも安全に流下しう る通水機能をもつよう余水吐の断面を設計する。

しこうして、堰堤の地形、貯水量の関係から余水吐の水深を二メートル以下にしなければならない。余水吐の流出量Qと水深Hとの関係は

Q=1.704CbH3/2 C=流入係数,本件の場合はC=1 b=余水吐 敷幅

であらわされる。よつて、流出量を毎秒一九・五立方メートルとする場合、水深 ー・ーメートルないしー・八メートルの各場合について余水吐敷幅の値を求むれ ば、同号証の九頁 (3) の「水深による水路幅計算表」記載のとおり九・九二メー トルないし四・七四メートルである。

次に水深二メートル以下で前記毎秒二九・一六立方メートルを安全に通水しうる場合の余水吐敷幅を求めるために、前記各余水吐敷幅について水深二メートルの場合の流出量を求むれば、同計算表記載のとおり毎秒四七・八一立方メートルないし二二・八五立方メートルである。これによれば、水深二メートルを限度として毎秒二九・一六立方メートルを通水しうる最小幅は六・二三メートルである。

よつて、余水吐の断面をその敷幅六・二メートル、水深一・五メートルと仮決定 して、以上の条件で設計洪水量毎秒二四・三立方メートルを所期のとおり調節し、 安全に通水しうるかをエクダールの数値計算法で検討する。なお、前記毎秒二九・ -六立方メートルに対して安全に通水しうるか否かは、流出量計算により検討した (そのときの水深は一・九七メートルである)。

2 エクダールの数値計算法による洪水調節の計算

エクダールの数値計算法の概要

堰堤の広い湛水面における洪水の調節は、堰堤への流入量と余水吐から流出量の 差が堰堤内に貯留されることによつて、その機能を果すものであることは、前に述べたところである。流入量、流出量の増加もしくは低減は、曲線型で、厳密には直 線的な変化ではないが、短い時間間隔を区切った場合には、近似的に直線的に変化するものと考えて差し支えがない。すなわち、短い時間においては、その時間内に流入する量は、最初の瞬間における流入量と最後の瞬間における流入量の平均値 で、終始流入すると考えることができる。このことは流出量についても同様であ る。したがつて、堰堤内の貯留量は、その間における平均流入量によつて算出した 水量と平均流水量によつて算出した水量との差であらわされる。

これを式で示せば次のとおりである。

 $S2-S1=1/2 (I1+I2) \Delta t-1/2 (O1+O2) \Delta t$ 

S1, S2=最初の瞬間, 最後の瞬間の貯留量

I 1, I 2 = 最初の瞬間, 最後の瞬間の流入量

O 1, O 2 =最初の瞬間,最後の瞬間の流出量

t =時間

両辺を⊿ t で除す

S2/ dt -S1/ dt = 1/2 (I1+I2) - 1/2 (O1+O2) S2/ dt +O2/2=I1/2+I2/2+S1/ dt -O1/2 すなわち、最後の瞬間の貯留量を時間で除いた値にそのときの流出量の1/2を 加算したもの ( $\phi$ ) が、平均流入量に最初の瞬間の貯留量を時間で除した値とその ときの流出量の1/2の水量差 $(\psi)$ を加算したものに等しいということになる  $(\phi = I \ 1/2 + I \ 2/2 + \psi)$ 

この貯留量と流出量の 1/2との水量差( $\psi$ )と水深(H)の関係および水深と流出量の関係の各グラフを作成しておき、流入量に対応する $\psi$ の値を求め、それにより水深(H)を求め、水位流出量曲線により流出量が求められる。以上の計算を繰り返すことにより、各時間の堰堤への流入量に対する水位、余水吐からの流出量を知ることができる。 を知ることができる。このようにして堰堤内の最大上昇水位とその時刻およびピ ク流出量がわかる。このピーク流出量が当初の設計流出量を上廻つている場合に は、余水吐敷幅等を流出量が少なくなるよう変更し、上述の計算をやりなおす。こ のように計算をやりなおして余水吐からのピーク流出量が設計流出量に等しいか それを下廻るような結果がえられたならば、その計算をするにあたつて、さきに仮決定した余水吐の断面をもつて決定断面とするのである(疎乙第二六号証の一、 

エクダールの数値計算

本計画についてのエクダール数値法による計算内容の詳細は、疎乙第一二号証の 六の九頁ないし一四頁に記載のとおりであるが、その内容の概略について説明す る。

(1) $H \sim \phi$ 、 $\psi$ 計算表について

前述の貯留量と流出量の 1/2 との水量差( $\psi$ )と水位(H)との関係を求めたのが同号証の一二頁「 $H\sim\phi$ 、 $\psi$ 計算表」である。すなわち、堰堤への二〇分間の流入により水位が〇・ーメートルないし二メートルとなった各場合を想定する。右 の表の項目のHは水深、Sは堰堤の貯留量、S/1200は毎秒当り平均貯留量、 Oは水深より求めた流出量(余水吐敷幅六・二メートル)である。なお、水位に対 応する貯留量Sの値は、別途水位容量曲線(同号証の一三頁)により求める。

この計算表により水位に対応する貯留量と流出量の1/2の水量差( $\psi$ )および 貯留量に流出量の 1/2 を加算した値  $(\psi)$  を求めこれらの関係をグラフに表わす

(同号証の一四頁 $H = \phi$ 、 $H = \psi$ カーヴ)。 なお、別途水位とこれに対応する流出量(余水吐敷幅六・ニメートル)との関係 をグラフに表わす(同号証の一三頁、水位流出量曲線)。

(2) 流入・流出量計算

これらのグラフにより堰堤への流入量に対応する流出量を計算したのが、同号証 二頁「流入、流出計算表」である。右の表のⅠは、流入量、1/2 (Ⅰn+Ⅰ n+1) は平均流入量、φはその時間の終りにおける瞬間の貯留量とそのときの流 出量の 1/2の和、 $\psi$ はその時間の最初の瞬間における貯留量とそのときの流出量の 1/2の水量差であつて、四 1において述べた如く、 $\psi$ の値に平均流入量を加えたのが終りの瞬間における貯留量とそのときの流出量の 1/2を加えた $\phi$ となる。

右計算表においては、二〇分毎の流入量を求め、これにより平均流入量を算出する。最初の瞬間の貯留量と流出量は既知であるから、これらから $\psi$ の値を同じくる。 $\psi$ に平均流入量を加えて $\phi$ の値を算出する。右 $\phi$ に対応する(水位を同じら流入量を加算して $\phi$ の値を算出するという方法を順次繰り返すことにより $\phi$ とで、平均によって表出するという方法を順次繰り返すことにより $\phi$ とで、平均によって表出に対応する $\psi$ の値は〇であるから、 $\phi$ は〇・〇七五立方メートル、 $\psi$ の値は〇であるから、 $\phi$ は〇・二二五立方メートルである。ついで四〇分の流入量は毎秒〇・二八五立方メートルである。ついで四〇分の流入量は毎秒〇・二八五立方メートルであるから、 $\phi$ は〇・二二五立方メートルであるから、 $\phi$ は〇・二二五十〇・〇六一なお流入流出計算表に〇・二三とあるは誤記である。となり、前同様の方法により $\psi$ の値〇・二六メートルが求められる。

しこうしてこの方法によりえた $\psi$ の数値により「 $H-\phi$ 、 $H-\psi$ カーヴ」によりそれに対応する水深(H)が読みとられ、水位流出量曲線により、右水深に対応する余水吐からの流出量(G)の値が求められる。

以上の方法によつて求めた数値を表にしたのが流入流出計算表である。この表によつても明らかな如く、一三時間に洪水のピーク時の毎秒二四・三立方メートルが流入し、その際の水深一・四二〇メートル、余水吐からの流水量は毎秒一七・六五立方メートル、一三時間二〇分に流入量は毎秒二一立方メートルとなるが、水深は一・四九八メートルと最高水位となり、流出量は、毎秒一九・三七立方メートルであつて、洪水ピークを二〇分おくらせ、流出量を現況の毎秒一九・五立方メートルにカツトするという洪水調節の機能をはたしうるのである。

右計算の結果、ピーク流入量毎秒二四・三立方メートルに対し流出量のピークは毎秒一九・三七立方メートルで、そのときの水位は余水吐敷より一・四九八メートルしか上昇しないことが明らかとなつた。よつて、余水吐の高さは、右の高さを有しておればよいわけであるが、前述の如く、フイルタイプ・ダムの設計基準により余水吐は、設計流量の二割増の流量に対しても安全に流下させうる能力を有し、かつ、堤高は、そのときの水位よりさらに一メートルの余裕を見込んだ高さとすることになつているので、余水吐敷幅を六・二メートル、余水吐敷の標高(二二メートル)より三メートル(二五メートル)とする。

五 馬追運河の増加河道貯留量

増加河道貯留量は、河幅二三メートルの地点の増加貯留断面積に水路延長を乗じて算出したのであるが(抗告理由書一五頁)、右算出方法について説明を追加する。

馬追運河の排水機場から西三線の交点までの河幅は、約二三メートルないし約二九メートルであるが、その詳細は疎乙第二七号証のとおりである。安全をみて河幅二三メートルの地点(排水機場の直上流地点)の増加貯留断面積を採用した。右断面積六・五八五メートルの算出方法を説明する。右地点において現在有効水位は現より〇・五メートル下つたところであるが、馬追運河の左岸一、〇〇〇メートルを〇・五メートル嵩上げすることにより有効水位を〇・三メートル上昇させることができる(残り〇・二メートルは余裕高)。左右堤頂間の河幅は二三メートルであるが堤防の内側に勾配があるため、堤頂より、〇・二メートルおよび〇・五メートル下つた箇所の河幅は、それぞれ二二・七メートルおよびニー・二メートルとなる。したがつて、増加貯留断面積は、六、五八五平方メートル(〇)3×(22.7+21 2)×(1/2)である。

7+21.2)×(1/2)である。 よつて、右増加貯留断面積に水路延長三、五〇〇メートルを乗ずれば、増加貯留量二三、〇〇〇立方メートルがえられる。右算出方法によつて明らかな如く、右数量は同運河の前記三、五〇〇メートルの区間の最短の河幅、したがつて、最小増加貯留断面積を採用した結果であるから、同運河の前記区間の増加貯留量は二三、〇〇立方メートルを上廻るものである。因みに、運河の前記区間の増加貯留量を平均断面法により算出すれば、約二六、三〇〇立方メートルとなる(疎乙第二七号証)。

でまた、前記○・二メートルの余裕高の部分の貯留量は、河幅二三メートルの箇所の断面積を基礎にして計算しても一五、八九○立方メートルであり、仮りに右余裕

高の半分〇・一メートル有効水位を上昇させれば、運河の前記区間の増加貯留量は、三〇、〇〇〇立方メートルを超えるのである。 補充理由書(二)

相手方らは、昭和四四年一〇月六日付反論書を提出し、抗告理由に対して縷々反論を述べているが失当である。抗告人としては、これについて特に再反論の要はないと考えるが、念のためそのうちの一、二の点について次に相手方らの誤りを明らかにしたい。

一八月二八、九日の降雨について

相方らは、八月二八日<地名略>の隣接の<地名略>で二〇五ミリメートル、二二ミリメートルの集中豪雨があり、<地名略>の降雨量はその四分の一ないし五分の一であつたにもかかわらず、床下浸水三〇戸の被害が生じ、また、翌二九日は馬追運河の流域である<地名略>では道路および畑の冠水があり、畑作物の被害を生じておりこれをみても馬追運河排水機場の完成により洪水の危険性がほぼ解消したとの抗告人の主張は、機場の能力を過大に評価しているものであると主張されるが、これは見当違いの批難である。

が、これは見当違いの批難である。 1 たしかにく地名略>では八月二八日午前九時から翌二九日午前九時までの間の 五八ミリメートルの降雨によりその市街地区の床下浸水が生じ、また、二八日から 二九日にかけてく地名略>で一部道路および畑地の湛水があつた。

2 しかし、八月二八日〈地名略〉の市街地区の一部で発生した床下浸水は、東四線、零号等の排水路または運河の溢流によつて生じた洪水性のものではなく、それは、単に市街地区の局地的低地帯の一部が、降雨の排水不全等のため水はけが悪く、それが一時滞水したために生じたものである。

すなわち、<地名略>の市街地区は、緩かに傾斜した平野の中ほどにあり、周辺平地の農村水田地帯よりは、二、三メートルの高地になつているが、一部地区では市街地排水施設の整備のおくれているところ、あるいは宅地造成にあたり盛土をしなかつたためその敷地が周辺の土地より低くなつているところがあり、そのために地区内の雨水が滞水し、一部浸水をみたのである。

また、<地名略>では当時たまたま排水路改良のため南三条下水道工事を施工中であり、その関係で南三条排水路を町立病院ぎわより一時的に迂回させていたため周辺の住宅区域の排水機能がおちており、これによつて、周辺の雨水による浸水を生じたものである。

かようにこれらく地名略>市街地区における浸水は、他の市街地に往々見られる局地的な水はけ不良による滞水の結果にすぎず、く地名略>地域における外水の逆流あるいは内水の停滞に起因する河川の氾濫による洪水(すでに述べたごとく、市街地区は標高が高いため、これらの洪水の被害を受けたことはない。)のごときものとは、全くその性質を異にし、これとは何らの関連がないものであつて、これをもつて本件で問題のく地名略>地域の洪水と同日に論ずる相手方らの主張は、もとよりその理由がない。

3 次に、<地名略>の浸水であるがこれも洪水性のものではなく、水害という性質のものではない。

<地名略>の道路側溝は、そのほとんどが土地改良排水路を兼ねており(おゝむね五五〇メートル毎にこの排水路が整備されている。)平生水田から流出した水はこの水路を経て大排水路、河川に流入している。しかして、<地名略>は、零号排水路を狭んで南北に相対している地区で、同町の中央部としては低地帯であつて、海抜六・五メートルないし七・五メートルであり、元来滞水しやすい。そこでこの地区の排水のため零号排水路と西一線側溝(土地改良排水路)の合流点に地区内港水の排除施設(排水機場)が常備されているがこれによる地区内排水の実施は、降雨状況および関係河川の増水の状況に応じ、町長の指令によつて行なわれるのを慣例としている(通常この地区は馬追機場の運転開始前から早めに始動することとなっている)。

ところで八月二八日の降雨に際しては、<地名略>側のポンプ(バーチカル・ポンプ四台、推定平均口径五〇〇ミリメートル)は、同日午後七時三〇分より翌二九日午前四時まで八時間三〇分運転された。<地名略>側のポンプ(バーチカル・ポンプ三台)も同程度運転されたものと思われる。しかし、この徹夜排水作業は、地区内の浸水排除のためにそれだけの作業を要したものではなく、翌二九日についても雷雨注意報が出ていたので、さらにそれに備えた予備排水を含めて作業が行われために午前四時に及んだものなけてある。世界の記述が変に表れるといった。

また、そもそも町道零号線自体は、零号排水路の河道が復断面になつている堤防

内にあるので(昭和三七年に旧零号排水路を掘さく、拡幅したが、このときこれに 並行していた道路をなかに含めて復断面とし、その外側に堤防を築いた)、これが 冠水をみることはやむをえないものとして予定されているものであつて、外側の堤 防さえ安全ならば溢流のおそれは何らないのである。なお、これと別に町道西一線 の一部の古河川跡あるいは沼地跡等の低地帯に造成された区間ならびに右道路より さらに低い地帯で耕地としては不適当な空地を畑として利用している低地の一部に ついてそこに雨水が湛水したことが考えられるが、これも単なる部分的水はけ不良 によるものであり、しかも現実に水田は冠水していない (また、当該地区のみならず、全町について住民から町当局に対する農作物の被害報告はなされていない)。 かようにこれら道路、畑の一部に一時湛水したことがあつても、これは、何ら洪水性のものではないし、これをもつて水害というにもあたらないものである。 以上のように相手方らの主張される八月二八、九日の降雨による被害なるもの は、いずれにしても本件保安林地域より流出する河川、排水路の氾濫とは無縁没交 渉のものばかりであつて、本件保安林を伐採したからといつて、これらの被害を生 じ、あるいは拡大するおそれなど全くありえないことはいうまでもないところであ る。 二

馬追運河の流域面積と保安林指定の解除面積

1 本件保安林指定の解除地域に降つた雨は、既述のようにすべて富士戸川本支 - 東四線排水路、零号排水路を経て馬追運河に流入し、同運河の水は、旧夕張川 に排水されるものであるが、大量の降雨の際は、自然排水が困難であつて、そのた めに水がたまり、あふれ、逆流してその流域に洪水を生じてきたというのが、この 流域の洪水の実情である。そのため、右排水をよくするため抗告人主張の揚水機が 設けられたものであり、右洪水の危険の解消に対するその貢献は、議論の余地なく 明らかである。

2 相手方らは、 「本来増加水量の大小を算出するには馬追運河ないしは、富士戸 川に集まる水の収水面積と解除面積とを比較するのなら意味のあることであるが、 右〇・八%の数字は、全流域面積との比較であつて、この点からも右数値は、無意 日の・八%の数子は、主加塚画領との比較にあって、この点がある。日報には、本心味なものである。」と主張される。しかし相手方らのいう「収水面積」とは具体的にいかなる地域の面積をいう趣旨であるか、はなはだ明確を欠くが、もし、それが保安林解除地域の雨水の流入する富士戸川本支流、東四線排水路、零号排水路および馬追運河に直接雨水が流入する地域のみを意味し、従って、馬追運河に流入する地域のみを意味し、従って、馬追運河に流入する地域のみを意味し、従って、馬追運河に流入する 他の排水路等の流域面積を排除すべきであるという趣旨であるならば、無理解もま たはなはだしいものといわなければならない。従来問題の洪水が旧夕張川への排水 不良に基づく内水の増加による氾濫であり、馬追運河排水機場は右内水を排水する ために設けられたものであるという事実からすれば、ここで当然同機場により排水 されるべき全水量と保安林解除による増加水量とを比較するのは当然のことであつ て、相手方らの主張されるように解除地域の降雨が直接通過する途中水路の流出量と右増加水量とを比較するがごときことはなんら意味をなさないからである。しかるときは、保安林指定の解除による増加水量と馬追運河排水機場より排水される全 水量とを比較する方法として抗告人が解除面積と同機場の集水面積とを比較したの は明らかに至当であつて、何らの不合理もないものといわなければならない(な お、いうまでもないところと考えるが、相手方らのいう「全流域面積」が、馬追運河の流域面積(疎乙第二八号証、〈地名略〉地区機械排水事業概要の図面の桃色で彩色されている部分)に限らず、南六号川、南九号川の流域をも含む趣旨とすれば、それはまつたく誤解である)。

相手方らは、一に述べた相手方ら主張の浸水等を基にして、本件保安林伐採後 の流出量増加により東四線排水路、零号排水路の溢流、氾濫が生ずるといわんとし ているようである。しかし、右相手方らの主張される昭和四四年八月二八、九日の 低地帯における冠水がなんらこれら排水路の溢流によるものでなく、その地域の降 雨が排水施設の不備により低地に湛水したにすぎないことは、前述のとおりである。そしてまた、他方富士戸一号堰堤による洪水調節により、洪水のピーク時においても、伐採前の流出量以上の水量を流出させることはないのであるから、本件保 安林の伐採によりこれら排水路の氾濫の危険が増大するということはありえないも のであつて、結局この点についての相手方らの議論もまた当をえないこと明らかで ある。

富士戸一号堰堤による洪水調節

相手方らは、富士戸一号堰堤の洪水調節機能について抗告人の主張は、右調節に より水の流出する曲線は、別紙図面(ロ)の曲線、伐採前の曲線は同図面(イ)の

曲線であるというとし、これによると伐採後に流出する(調節により)水量は、同一時間内で伐採前より斜線の部分だけ増加することになると主張されるが、これは 抗告人の主張の完全な誤解によるものである。抗告人は、原審以来一貫して、 により流入水量の一部をカツトする作用により、洪水のピーク時において伐採による増加水量以上の水量をカツトしてこれを堰堤に貯留して、伐採前の流出量以上の 水量は流出させないこととし、ピーク時をすぎ堰堤への流入量が減少するにともな い前記貯留していた水量を徐々に流出させ、しかもそのときはすでに下流に他から 流入する水量も減少しているので、これによつて下流への伐採により洪水の影響をなくし、洪水調節の機能を完全に果させるということを主張しているのである(意見書三七頁、抗告理由書九頁、なお意見書および抗告理由書添付の富士戸一号堰堤 地点洪水量参照)

飲料水、灌漑用水について

飲料水、灌漑用水については別途対策が講じられ、それぞれ代替施設が計画さ れ、上水道施設については、すでに工事の大部分が完成し、かつ灌漑用水のための 代替工事にも着手している。まず、灌漑用水の不足量は、南長沼用水路より分水 し、必要水量毎秒〇・二二二立方メートルを用水不足地域に送水して補填する。ま た、飲料水、雑用水確保のため上水道施設を設置し、各戸に配水する(意見書三六 頁)

反論書

抗告人の昭和四四年八月二九日付抗告理由書に対し、相手方らは次のとおり反論 する。

緊急性、必要性について、

抗告人は次の二点を理由に本件保安林伐採は洪水の原因とならないと主張す る。

(1)本件保安林伐採により増加する水量は僅少である。

保安林の理水機能は代替施設により完全に填補される。

しかしながら抗告人の右(1)の主張は机上の数字のみの議論であつて実態にそ ぐわないものであり、右(2)の主張は「完全」に填補されると断言するは現在の科学をもつてしても言い過ぎである。以下順次検討する。 二 「増加水量は僅少であるからさして影響なし」とする主張について、

その論拠は次の二点にある。

(1) 昭和三九年の治水計画の完成同四三年一〇月の馬追運河排水機場の完成に より、洪水の危険性がほぼ解消した。

(2) 保安林解除による増加水量は右排水機場の約一〇分間の排水量にすぎな い。

しかしながら例え右馬追運河揚水機場等の完成によつても決して洪水の危 険は解消してはいない。昭和四四年八月二八日〈地名略〉の隣接地〈地名略〉に集 中豪雨があつた。雨量はく地名略>で二〇五ミリ、く地名略>で二二二ミリであり その四分の一ないし五分の一であつたく地名略>はその中心ではなかつた。それで もく地名略>では家屋の床下浸水三〇戸の被害が発生した(疎甲三四号証)

更に洪水記録としては公表されてはいないが現に同月二九日馬追運河流域(本件 保安林はこれに属す)である<地名略>(右揚水機の上流地点)では道路冠水畑の 冠水があり、畑作物の被害が発生しているのである(疎甲三五号証ないし三七号 証)

各種の治水計画が洪水の危険を解消したと称する抗告人の主張は偽りというほか ない。

右の如き事態は抗告人が既に設置されている排水機を過大に評価している結果で あつて、それは誤りである。元来<地名略>地域は平坦な地形であり従つてこの地 域に流入する水は貯留する状態になる。そうすると例えこの地域に揚水機などの排 水機を設けたとしても、あたかも盆に溜つた水を盆の片隅で吸いあげるに等しくその附近の排水することはできても離れた地域には機能せず充分な洪水対策とはなり 得ないのである。

抗告人は保安林の解除面積は馬追運河の全流域面積の僅か〇・八%弱にす ぎないから、これによる増加水量は洪水の原因とするに足りないという。かかる主 張には次の二点において誤りがある。

まず第一は、「洪水原因とするに足りない」というが、如何なる地域について洪 水の原因とならぬというのか明らかではない。抗告人は、馬追運河流域の水は全部 馬追運河に集中し、これが馬追運河揚水機によつて排水されることを前提としてい る(甲二〇号証)。しかしながら、保安林解除によつて増加水量が洪水の原因となる直接的地域は右馬追運河および揚水機に到達するまでの過程(溝)である。かかる過程の地域の面積と解除面積を比較するのなら未だ意味があるが、これと無関係な地域を含む全流域面積と比較してみても本来無意味なことである。抗告人は解除による増加水量の僅少さを印象づけるため故意にかかる誤れる算定を試みているとしか解されない。

次に本来増加水量の大小を算出するには馬追運河ないしは富士戸川に集る水の収水面積と解除面積とを比較するのなら意味のあることであるが、右〇・八%の数字は全流域面積との比較であつて、この点からも右数値は無意味なものである。因みに仮りに右比較が正当なものであると仮定しても、これが洪水原因に如何なる作用をするかは、単純な算術計算で許されるかは疑問がある。必要なことは、解除地域の地形、収水面積における解除地域の特徴・地質などを厳密に検討する必要があると思われるからである。かかる具体的要因を抜きにした計算のみでは、洪水原因の有無は判定し難いと考えられる。

(四) 又抗告人は、原決定を攻撃して地域住民が馬追山の沢水を飲料水、雑用水に利用している者六四戸三四二人にすぎず、灌漑用水に使用している者五六戸にすぎないと云う(抗告理由書七頁)。抗告人はかかる人数は僅少だから被害は僅少と主張する趣旨であろうか。ことは人命の問題であり人権の問題である。例え一人であつてもこと人命に関することであれば何よりも優先しなければならない。まして数百人と云う数にのぼる。

これが僅少であるとする抗告人の思想、発想は断じて黙過し難いものといわざる を得ない。

(五) 次に抗告人は馬追運河流域の氾濫区域は標高七・一米以下の低地帯でく地名略>市街地附近は標高九米であるから内水氾濫による洪水の危険性はないという。あたかも市街地附近は被害なしとの印象を与えるようである。しかし洪水の被害は直接当該地が冠水しなくとも附近一帯が洪水になることにより道路決壊・橋の流失により交通の途絶となり通学・通勤はもとより食料其他生活必需品その搬入など一切の外部との接触は断絶され生存そのものの不安・危険は計り知れないものがある。更に電気・電話回線の途絶・水道の決壊等かぞえきれない被害が続出するのである。抗告人といえどもかかる被害からも無関係と主張するのではなかろうと思う。

三 代替施設は「完全」といえるか。

しかし抗告人が種々計算し論証せんとする根拠は、所詮現在の防災工学上幾つか存在する方法の一つを採用しているにすぎない。現在実務上採用されうる一方法ということであつて、客観的に完全であるとはとうてい断言しうるとはいえない。現に豪雨の度毎に全国各地で予想しなかつた防災工事の不充分さが大災害を惹起していることは公知の事実である。防災工事の完全さは単に理論上の完全さのみでなく、時の政策予算・現実の工事の状況等が大きく作用する。かかる諸条件、限界を無視して如何に理論上完全さを強調してみても無意味である。従来の大災害はまさか理論的に間違つていたとはいわないであろう。しかしながら現実には災害が起つ

ている。現在の理論において推測し得なかつた要因もあつたであろう。或いは理論 を適用するうえで必要且つ適切な資料が不充分であつた場合もあろう。かく考える と抗告人の主張する如く一つの理論上の立場から机上の計算のみで代替施設が「完 全」であると断言するは言い過ぎというべきである。

(二) 次にその理由を本件に即して指摘しよう。例えば計画日雨量を算出するについて現実のデータは何らく地名略>地域から得られたものを採用していない。抗告人は北海道さけます孵化場千歳支所のデータを採用し、く地名略>地区より多雨地帯に属するので計画上安全側に作用するから問題はないと主張する。しかしながら或る地点の雨量を他の地点のそれに適用する場合単に量の大小のみではなく、観測地点との相関々係を厳密に検討し、その近似性を検討する必要があり降雨の強度等も当然問題とされねばならない。従つてく地名略>地域における雨量観測の確実な資料が何ら得られてはいない。かかる不充分不確実な資料を基礎にいくら厳密な計算を試みても所詮不確実な結果しか得られない。

又降つた雨が如何に下流域に作用するかは特に山岳等については地質学的気象学的な調査、資料も当然必要となる筈であるが、かかる資料による説明は何ら試みられてはいない。加えて土地流出量の算出については、単に林野庁の代替施設の設計標準によつているというにすぎず、これが如何なる根拠に基き算出されたものか、そうして地質学的に(本件馬追山の具体的)条件に適合するものであるかの検討は皆無である。

かくして抗告人の主張する代替施設は如何に強弁しようと「完全」であると断言 しうることはできないのである。

四 代替施設々置の不確実性

(一) 予算総額が必ずしも確定していないことは執行停止申立書において既に述べたとおりである(同書第四の六)。ところで抗告人は代替施設のうち富士戸一号・二号堰提、導水路、揚水、配水施設工事予算につき<地名略>町議会において議決されたという。

しかしながら、同町予算明細書(疎甲三八号証)によると右五施設は総額で三億 二千八百万円とあるのみでその内訳は不明である。しかも代替工事計画(聴聞会資料疎甲三九号証)によると右五施設の工事費総額は七億五千一百万円で計画の五割に充たず、この間の関係も不明である。(尚国庫補助金総額は四億六千四百五十万円でこれでも不足する)もし右町議会の議決した工事費が全体計画の一部工事費であるとするなら其余の部分は未だ予算化さえされていないこととなる。

(二) 又工事の事業計画の期間につき第一回聴聞会資料(疎甲四〇号証)では一応年度別に計画が建てられてはいたが、第二回聴聞会資料ではこれは削除されており、本件訴訟の過程でも全く明らかにされていない。この点からも工事の実施計画は浮動であり何ら確定していない証左といえよう。

第二 本件執行停止と公共の福祉について、一 抗告人は、本件処分の効力停止は、公共の福祉に重大な影響をおよぼすおそれがあるとして、原決定の当該説示部分を批判する。その主張の骨子は、「わが国が防衛力を持たなければ、他国の侵略を誘発する結果となる。従つて、自衛のために許される限度において、これに対応し得る防衛力の整備をはかることが必要である。そのための計画遂行は、国の安全確保のために絶対不可欠である。本件第三高射群施設の設置は、第三次防衛力整備計画の主要項目に明定された重要事項であり、その延期や修正は右計画遂行に重大な支障を与え、ひいては公共の福祉に重大な影響をおよぼす。」というにある。

 めには地域住民の利益は犠牲になつてもやむを得ないとするものであつてそこに軍 国主義復活の危険を感ぜざるを得ないのである。

三 自衛隊の存在そのものが憲法第九条に違反することについてはさきに見解を述さるであるが、この点の論議は別わざるを得ないのもたらのもいるのは、全くにとするのは、平和そのものの前壊であることは平和でのもたり、平和でのもののがであることはであるが関係であるが関係である。これでの人類戦略であることはでのもの人類戦略にはなる、中ではないがある。とは、一次のでは、一次のの人類ではない、一次のの人類では、一次のの人類では、一次の人類では、一次の人類では、一次の人類では、一次の人類では、一次の人類では、一次の人類である。というが、一次の人類では、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。というに、一次の人類である。

しかし、これら他国の侵略に対する脅威の強調も、軍事力こそがわが国の安全を確保するために絶対不可欠とする立場からの誤つた先見的国際現状の認識というべきである。侵略の予想される諸外国としていかなる国を想定しているのか、判断に苦しまざるを得ないばかりか、旧軍国主義が他国の侵略の危険を強調して軍備を拡張し自ら侵略戦争を準備した極めて危険な思想を看取させるものである。

抗告人の主張は、わが国の平和の維持を軍事力に求める必要を強調するため、ことさら仮想敵国を想定し、仮想敵国による侵略を強調するものであつて、かかる見地は「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」している前記前文の趣旨に反することは明白である。抗告人の右主張はわが憲法秩序において絶対に容認することはできない。

五 更に抗告人は「わが国として自衛のために許される限度においてこれに対応し得る防衛力の整備をはかることが肝要であり、そのための計画遂行は国の安全を確保するため絶対不可欠の努力というべきである」と主張する。 しかしながら、元来防衛的軍備と攻撃的軍備とはその限界が存しないばかりか、

しかしながら、元来防衛的車備と攻撃的車備とはその限界が存しないばかりか、 防衛の実効を計るにはおのずから攻撃的軍備に移行せざるを得ないことは当然であ るから、抗告人の右主張は結局侵略的軍備に道を開く極めて危険な主張である。

すなわち理論上からも防衛を完全につくすためには、他国の攻撃的兵器および装備を有して始めて可能となるからである。でなければ、抗告人も主張するように緒戦で再起不能の打撃を受ける結果となることは明白である。問題は防衛的兵備によって他国の攻撃的兵備を上まわる防備体制を礎くことが可能かどうかということである。

ところで兵器は性質上まず攻撃的兵器として開発され、仮りに防禦用兵器が開発されたとしても、その開発は攻撃的兵器の開発に常に遅れざるを得ない。従つて、論理上も、軍事的安全保障は他国を上まわる攻撃的兵器を装備した全体的優勢状態のもとで始めて獲得できるということになる。仮りに抗告人主張の限界を貫くとすれば防衛的軍備は防衛としての実効性を持たないばかりか論理的にも不可能である。

しかも核兵器等高度に発達し複雑化した兵備体系のもとでは、中小国の自衛的軍備は客観的・軍事的安全の面では殆んど保障を期待し得なく、たんに気休的・心理的安全の保障にとどまるということは識者の一致した見解である。 六 さらに抗告人は、「本件計画の遅延は道央における防空能力の向上に重大な支障を与え、道央を空襲の危険にさらすものであることが明らか」であると主張するが、「敵国」による「侵略」ということがいずれも仮想にすぎないのに、どうして空襲の危険性の面でそれが明らかな現実の問題となるのか全く理解に苦しまざるを

しかも抗告人が自ら主張するように今日における武力攻撃が、軍用航空機による 政経中枢および軍事基地等の破壊によつて始まるとしたならば、本件施設を設ける ことがかえつて道央を空襲の危険にさらす結果となることは明白である。

七 以上述べたように抗告人の主張はいずれも人権を無視し軍事優先の思想を一貫 して強張するもので現憲法下では絶対に許されないものである。

八 更に抗告人は本件施設の設置計画は国民の損害についても十分に考慮してお

り、その根拠の一つとして「防衛施設周辺の整備等に関する法律」に基づき障害の防止、損失の補償、民生安定等の措置を強力に推進してきているという。しかしながら、右法律で予定されている整備措置として各種の措置が予定されてはいるが、これらは全べて予算の範囲内で行なうとの文言が法律の規定自体にもり 込まれ争いの生ずるは常であり、従来防衛庁の態度はいかなる場合も因果関係を否 定して来るのが常である。 (別紙図面省略)